

教員養成セミナー2021年6月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
トレーニング動画

◆第9回◆教育法規3
教職員に関する法規①

講師：植竹 丘（共栄大学）

地方公務員の服務

職務上の義務	身分上の義務
服務の宣誓（地公法31）	信用失墜行為の禁止（地公法33）
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法32）	秘密を守る義務（地公法34）
職務に専念する義務（地公法35）	政治的行為の制限（地公法36）
	争議行為等の禁止（地公法37）
	営利企業等への従事制限（地公法38）

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

- ▶ 地方公務員法第32条
- ▶ 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、**上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。**

秘密を守る義務（守秘義務）

- ▶ 地方公務員法第34条
- ▶ 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- ▶ 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者（略）の許可を受けなければならない。
- ▶ 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

政治的行為の制限

▶ 地方公務員法第36条

- ▶ 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。
- ▶ 2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。
 - ▶ 一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。
 - ▶ 二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。
 - ▶ 三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。
 - ▶ 四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）に、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。
 - ▶ 五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

営利企業等への従事制限

- ▶ 地方公務員法第38条
- ▶ 職員は、**任命権者の許可を受けなければ**、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（略）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は**報酬を得て**いかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（略）については、この限りでない。

教員養成セミナー2021年6月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
トレーニング動画

◆第9回◆教育法規3
教職員に関する法規②

講師：植竹 丘（共栄大学）

「地方公務員」と「教育公務員」

地方公務員

教育公務員

教育公務員に対する特例

- ▶ 研修にかかる職務専念義務免除（教特法第22条第2項）
- ▶ 政治的行為の制限（教特法第18条第1項）
 - 国家公務員並
- ▶ 条件付任用（教特法12条）
 - 六月→一年
- ▶ 兼業
 - 「教育に関する他の職」

政治的行為の制限

- ▶ 地方公務員法第36条第2項但書
- ▶ ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（略）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

- ▶ 教育公務員特例法第18条第1項
- ▶ 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、**国家公務員の例による。**

条件付任用

- ▶ 地方公務員法第22条
- ▶ 職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則（略）で定めるところにより、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる。
- ▶ 教育公務員特例法第12条第1項
- ▶ 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法第二十二條に規定する採用については、同条中「六月」とあるのは「一年」として同条の規定を適用する。

教育に関する他の職

▶ 教育公務員特例法第17条

- ▶ 教育公務員は、**教育に関する他の職**を兼ね、又は**教育に関する他の事業**若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと**任命権者**（略）において認める場合には、**給与を受け、又は受けないで**、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

営利企業等への従事制限

- ▶ 地方公務員法第38条
- ▶ 職員は、**任命権者の許可を受けなければ**、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（略）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は**報酬を得て**いかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（略）については、この限りでない。

教員養成セミナー2021年6月号
動画講義

12カ月完成
教職・一般教養
トレーニング動画

◆第9回◆教育法規3
教職員に関する法規③

講師：植竹 丘（共栄大学）

教員・教育公務員の研修

不定期の研修	法定研修 →任命権者に実施義務
①短期の研修 (教特法第22条第2項)	③初任者研修 (教特法第23条)
②「長期にわたる研修」 (教特法第22条第3項)	④中堅教諭等資質向上研修 (教特法第24条)
	⑤指導改善研修 (教特法第25条)

研修の機会

- ▶ 教育公務員特例法第22条
- ▶ 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
- ▶ 2 教員は、**授業に支障のない限り**、**本属長の承認を受けて**、**勤務場所を離れて**研修を行うことができる。
- ▶ 3 教育公務員は、**任命権者の定めるところにより**、**現職のまま**で、長期にわたる研修を受けることができる。

初任者研修

▶ 教育公務員特例法第23条

- ▶ 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等（略）に対して、その採用（略）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。
- ▶ 2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長，教頭，主幹教諭（略），指導教諭，教諭，主幹保育教諭，指導保育教諭，保育教諭又は講師のうちから，指導教員を命じるものとする。
- ▶ 3 指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

中堅教諭等資質向上研修

▶ 教育公務員特例法第24条

- ▶ 公立の小学校等の教諭等（略）の任命権者は、当該教諭等に対して、**個々の能力、適性等に応じて**、公立の小学校等における教育に関し**相当の経験を有し**、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。
- ▶ 2 任命権者は、中堅教諭等資質向上研修を実施するに当たり、中堅教諭等資質向上研修を受ける者の能力、適性等について**評価**を行い、その結果に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する**計画書**を作成しなければならない。